

若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務（以下「本業務」という。）の業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名 若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務
- (2) 事業内容 若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和5年10月23日（月）まで
- (4) 作成費限度額 2,640,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方式

選定方法は、本実施要領に記載する「企画提案書」等を求め、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な業者をプロポーザルで選定する。

4 参加資格

プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本町が規定する入札参加資格を有する者であること。なお入札参加資格を有していない場合においても、本町に対して入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取り扱うこととし、入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※入札参加資格審査申請書様式は、若狭町会計課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/soshiki/kaikei/gyomuannai/1/1/2144.html>

- (2) 地方自治法施行第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立ておよび会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始

の申立てがなされていないこと。

(5) 宗教団体や政治活動を活動の目的としていないこと。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 福井県内に主たる営業所を置く法人であること。

(8) 法人に係る国税、都道府県税、市町村税において滞納がないこと。

(9) 直近5か年以内に、本案件に類似する作成業務等を地方公共団体等から、元請として受注した契約実績があるもの。

(10) 本案件を遂行するために必要とされる専門的知識、提案能力及び類似事例での豊富な業務経験を有する者を従事させることができること。

5 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする

項目	期間等
公募開始	令和5年6月9日（金）
参加表明受付	令和5年6月9日（金）～6月22日（木） 午後5時まで
質問書受付	令和5年6月9日（金）～6月22日（木） 午後5時まで
質問書への回答	令和5年6月26日（月）

参加資格結果通知	令和5年6月26日（月）
企画提案書等提出	令和5年6月28日（水）～30日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション及び審査	令和5年7月12日（水）
審査結果通知	令和5年7月14日（金）

6 参加申し込みについて

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書を提出すること。

なお、「参加表明書」、「プロポーザル実施要領」等、公募に関する資料・様式類は、本町ホームページからダウンロードすること。

※若狭町ホームページ：[https://www.town.fukui-](https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/kanko_bunka_sports/kankojoho/kankou/index.html)

[wakasa.lg.jp/kanko_bunka_sports/kankojoho/kankou/index.html](https://www.town.fukui-wakasa.lg.jp/kanko_bunka_sports/kankojoho/kankou/index.html)

(1) 提出書類・提出部数

①参加表明書（様式1） 1部

②参加資格確認書（様式2）前記4（8）を確認できるもの 1部

直近5ヵ年の同種又は類似業務の契約実績を記載すること。また、契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

(2) 提出期限 令和5年6月22日（木）午後5時まで（期限までの土曜日及び日曜日は除く）

(3) 提出方法 持参または郵送

※郵送の場合は、令和5年6月22日（木）午後5時必着とする。

(4) 提出先 若狭町役場 観光商工課（後記15参照）

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認終了後、令和5年6月26日（月）までに、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

7 質問受付方法等

本実施要領に不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

(1) 提出書類 質問書（様式3）によること。

(2) 提出期限 令和5年6月22日（木）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法 質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、他の方法による質問書は一切受け付けない。

(4) 提出先 若狭町役場 観光商工課 (後記15参照)

(5) 質問への回答

質問に対する回答は、令和5年6月22日(木)を目途に前記6(5)「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格要件を満たす者全員に対して、参加表明書に記載された電子メールアドレス宛により回答する。

8 辞退届の提出

参加申込後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類 辞退届 (様式4)

(2) 提出期限 令和5年6月30日(金) 午後5時まで(必着)

(3) 提出方法 持参または郵送

(4) 提出先 若狭町役場 観光商工課 (後記15に記載)

9 企画提案書の提出について

プロポーザルに要する企画提案書は、次の方法で提出する。

(1) 提出書類

①企画提案書表紙 (様式5)

②会社概要 (様式6)

提案者(構成員または協力会社を含む)の企業内容について記載すること。なお、直近3年の損益計算書を添付すること。

③企画提案書 (任意様式)

仕様書に掲げる目的・業務内容を踏まえ、次のア～ウの留意点に従い、業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。なお、本プロポーザルにおいては、最適な委託業者を選定するために必要な企画提案を求めるものであり、具体的な数値や根拠等を求めるものではない。

○企画提案書作成の留意点

ア 実施方針

企画コンセプト、全体の構成案、各ページの展開案、デザイン案など具体的な提案を明記し、仕様書に加えて若狭町の特性や地域性等を踏まえ提案すること。

イ 実施体制

管理責任者や執行体制編成の考え方及び特色について記載すること。
専門的な知見やアドバイザー等の役割を明確化し提案すること。

ウ 実施スケジュール

詳細な業務実施スケジュールを作成するとともに、委託者及び受託者の役割を区分し提案すること。

④配置予定技術者調書（様式7）

業務主任担当者及び業務担当者氏名、経歴、実績等について記入すること

⑤見積書（様式8）

会社名、代表者名を記載のうえ、代表者印を押印することとし、積算明細を明確にすること

- (2) 提出期限 令和5年6月30日（金） 午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参または郵送
- (4) 提出先 若狭町役場 観光商工課（後記15参照）
- (5) 提出部数 5部（企画書はPDFにて電子メールでも提出すること）

10 プレゼンテーションの実施及び審査

参加資格確認結果通知を受け取った提案者は、次のプレゼンテーションを行い、審査を受けるものとする。

- (1) 日 時：令和5年7月12日（水）
実施時間については、追って通知する。なお、順序は企画提案書の到着順とする。
- (2) 場 所：若狭町役場三方庁舎2階 第1会議室（若狭町中央1-1）
- (3) 実施方法
「企画提案書」に基づくプレゼンテーション。
 - ① 提案時間は概ね30分以内とし、下記内容を時間配分の目安とする
 - ・実施準備（機器セッティング、あいさつ、出席者紹介、会社概要紹介）：5分
 - ・プレゼンテーション：15分以内
 - ・質疑回答：10分以内
 - ② モニター、パソコンは若狭町において用意する。プレゼンテーション資料はUSBにて持参するものとする。
- (4) 参加人数 説明者を含めて3人までとする。

11 審査方法等

- (1) 若狭町観光パンフレット・ポスター作成業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）の設置
本業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公平に決定するため、若狭町役場に審査委員会を設置する。

審査委員会は、若狭町役場、観光協会職員等5名以内で組織する。

(2) 審査項目および評価基準

プロポーザルの審査は、別表に定める審査項目、評価基準に基づき、プロポーザル審査委員会の各委員が評価を行うものとする。

審査として、企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最高点を得た者を委託候補者として決定するものとする。

審査の結果、点数が同じであった場合は、審査委員会により決定する。

(3) 参加者が一提案者のみの場合について

審査において、審査委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その一提案者を受託候補者として決定する。

(4) 審査結果の発表

審査結果については、令和5年7月14日（金）までに、全ての参加事業者に文書で通知する。

1.2 契約の締結権

受託候補者として決定された者は、本契約の締結権を有する。

受託候補者は、仕様書及び企画提案書の記載事項を基本に町と協議の上、若狭町財務規則その他関係法令に基づき適当であると判断される場合には、契約を締結する。その際、企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の「仕様」に反映するものとする。

なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次順位者と契約の交渉を行うものとする。

1.3 失格となる場合

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めたとき。

1.4 その他留意事項

- (1) 審査にかかる電話等による問い合わせには応じない。
- (2) 審査に対する異議申立ては、これを認めない。

- (3) プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (4) 提出書類の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、応募者に帰属する。
ただし、本町は、本案件に係る範囲において公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。また、採用されたプロポーザルの使用権は若狭町に帰属する。
- (5) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (6) 提出書類の提出後の修正又は変更は、原則として認めない。
- (7) 提出書類等に記載された個人情報、本案件の受注候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (8) プロポーザルに係る情報公開請求のあった場合は、若狭町情報公開条例（平成17年3月31日 条例第7号）に基づき提案書を公開することがある。
- (9) 提出された企画提案書は、若狭町の許可なく公表及び使用してはならない。
- (10) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (11) 契約の委託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な手順について提案を求めることがある。

1 5 担当部署（問い合わせ先）

若狭町役場 観光商工課 観光宣伝担当（担当：今井）

〒919-1393 若狭町中央1-1

電話 0770-45-9111（直通） FAX 0770-45-1115

メールアドレス：kankou@town.fukui-wakasa.lg.jp

別紙

審査項目	評価基準
1 総合評価	提案者の運営力
2 観光パンフレット・ポスターの企画・構成力 ①業務の目的・内容の理解 ②全体の構成 ③全体のデザイン ④使いやすさ、見やすさ ⑤地図情報	①業務の目的・内容を理解した提案になっているか ②業務趣旨にあった効果的な構成になっているか ③業務趣旨にあった効果的なデザインになっているか ④業務趣旨にあった効果的な提案になっているか ⑤業務趣旨にあった地図情報となっているか
3 実施体制	企画・デザイン制作及び印刷業務の実施に必要な体制がとられているか 納品まで実現可能かつ最速の工程となっているか
4 同種業務の実績	同種業務の実績
5 経費	適正な見積内容になっているか
6 その他	付加価値がある提案となっているか